

交通安全を考えよう

1. これからの時期は事故が増えていきます

秋分の日も過ぎ、日に日に暗くなる時間が早くなってきています。警視庁の調査によれば、令和元年～令和5年の5年間において、死亡事故発生状況を分析した結果、死亡事故が最も多く発生した時間帯は17時～19時台であり、月別に見ると10月～12月に多く発生していたことがわかっています。また、薄暮時と呼ばれるこの時間帯には、自動車と歩行者の事故が最も多く、昼間の3.3倍となっています。〈警視庁：薄暮時間帯における交通事故防止より〉

2. 「ルールを守れば、ルールがあなたを守ってくれる」

自転車安全利用五則(警視庁)

- ① 自転車は車道であり、車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止(飲酒をしている人に乗車を勧めたりしてはいけない)
- ⑤ ヘルメットを着用(令和5年4月から努力義務化)



過去には自転車事故により9521万円の賠償責任を母親が負った事故もありました

【その他 自転車の乗り方注意】

- 自転車は車道寄りを徐行(いつでも止まれるスピードで走る)することがきまりです。スピードを出して歩道を走るのは法律違反になります。
- 二人乗り、並進、傘さし等の片手運転、イヤホンやスマートフォン等の使用も法令違反です。

※ 中高生による自転車の事故は、他の年代に比べて最も多く、ほとんどが法令違反によるものです。

誰かが見ているから守るのではない。
ルールを破るか破らないかを決めるのは自分。
責任を持たなければいけない。

3. 安全を確認しよう

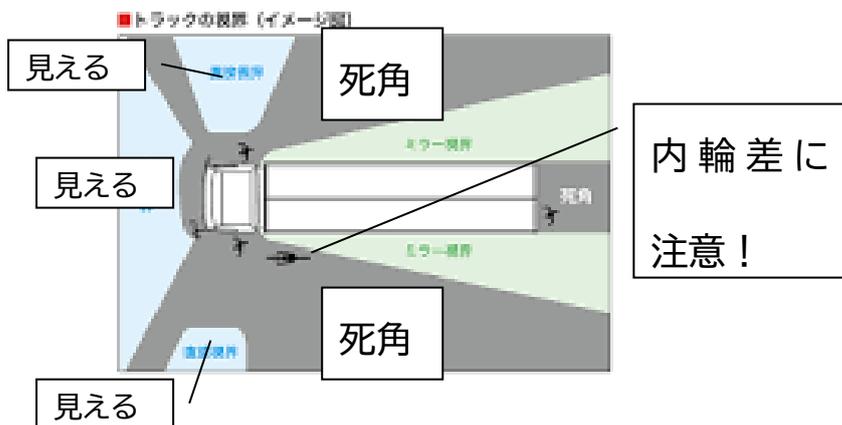
薄暮時には、自分の姿が運転手によく見えていないことを前提に行動しましょう。また、車両の死角を考えて行動しよう。

① 車の動きをチェック

- ・ 右、左、右、右後ろ

(車が来ていないか 車が止まったか 渡っているときもチェック)

② 死角に入らない



事故は一瞬

被害は一生

加害も一生

4. 事故に遭ってしまったら

もしも事故に遭ってしまったら、突然のことで気が動転してしまうかもしれませんが、安全の確保をした後、警察への届け出を行い、病院に行くことをお勧めします。たとえ軽い怪我でも、時間が経ってから重篤な怪我に発展したケースもあります。また、警察への通報を怠っていると、「交通事故証明書」が発行されず、保険の適用が受けられない場合があります。

5. 交通ルールも生活ルールも根本は同じ!

歩きスマホはやめましょう

保護者との連絡用にスマホを持ってきている人がいると思いますが、登下校中に歩きながら使うことは危ないのでやめましょう。あくまで必要最低限の連絡手段に使うものですので、安全に配慮し、迷惑にならないよう操作をしてください。(もとより本校では、諸々の条件に鑑みスマホを持ち込まないルールとなっています。)

防寒着の着用ルール

夏から秋に季節が移り、朝や夕方には時折肌寒い日が増えてきました。そこで、忠生中で防寒着を着用する場合のルールを確認しておきましょう。忠生中の生徒としての正式な服装を正しく着こなし、社会人としての基礎を身につけましょう。

標準服の場合

コートやジャケット…登下校時に着用することができます。※ベンチコートは禁止です。
学校指定のセーター…あくまでブレザーを着てそれでもなお寒い場合に着用します。

ジャージの場合

学校指定のジャージが一番上になるよう、トレーナー等を着用することができます。

※ パーカーなどのフードがついたものは禁止です。